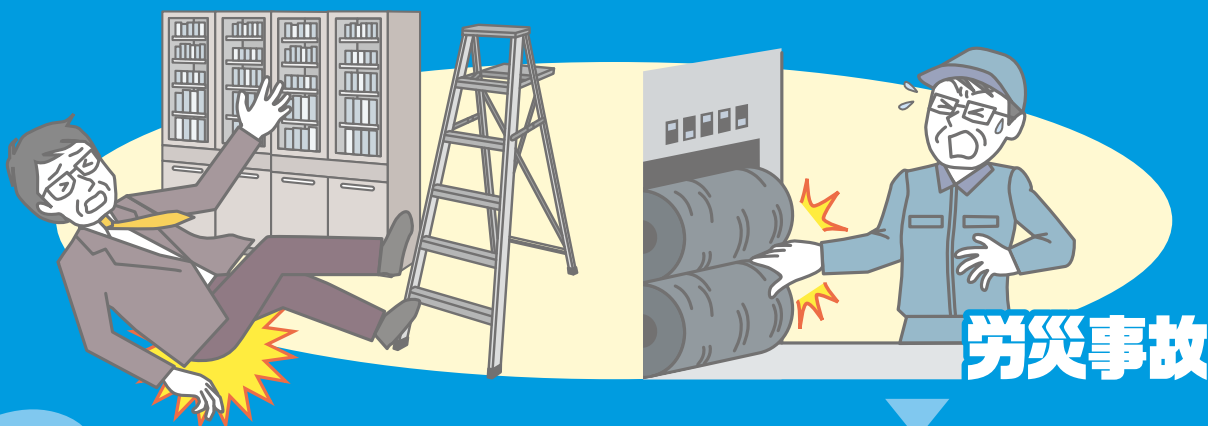


社長!

あなたご自身の保険の “**労災対策**”は万全ですか?



お仕事中のケガは原則 健康保険では補償されません!

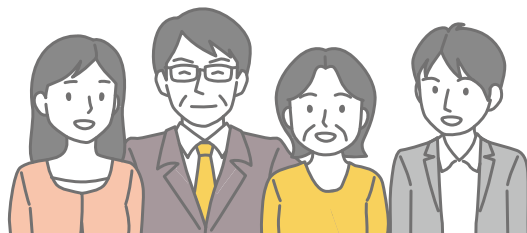
※平成25年5月31日公布、平成25年10月1日施行、健康保険の保険給付に関する事項(健康保険法第1条及び第53条の2)により、健康保険の被保険者又は被扶養者が法人の役員であるときは、法人の役員としての業務(被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって従業員が従事する業務と同一であると認められるものを除く。)に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は行わないとされています。なお、国民健康保険の被保険者の場合、業務上の事故であっても保険給付の対象となります。(労災保険の給付対象となる場合を除く。)

社長！あなたがもしものとき、残された従業員や家族は？

法人会の福利厚生制度

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
「いざ」というときに頼れる保障を実現！



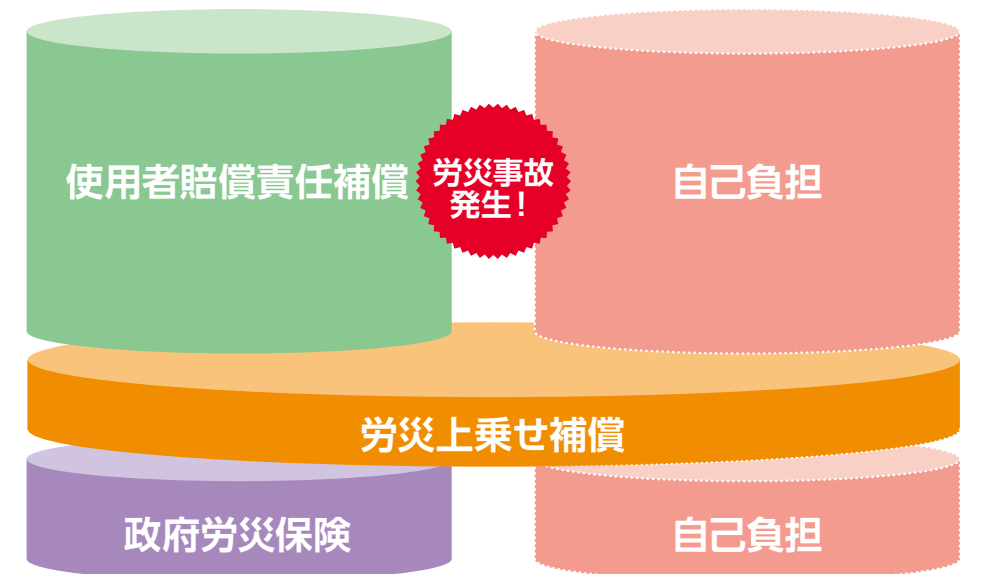
◆経営者と従業員の社会保障制度比較

	公的保障(社会保障制度)			
	労働基準法	労災保険	雇用保険	健康保険
経営者	—	△(注)	—	○
従業員	○	○	○	○

(注) 常時雇用の従業員数が一定以下である等、所定の条件を満たせば労災保険に特別加入出来ます。

経営者や役員は、
社会保障や労働法規
による法的保護が
従業員に比べ少ない！

従業員と経営者の労災補償



<従業員様等の補償>

<社長・役員様等の補償>

一般的な“経営者保険”では、ケガなどの休業保障・後遺障害保障は不十分！

大型保障「総合型」
に加入すれば
安心だな！



大同生命保険株式会社

(大阪)〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
(東京)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
0120-789-501 (通話料無料)

<https://www.daido-life.co.jp/>

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

総合保険代理店
株式会社ビジネス・コンサルティング
小酒 知章
〒921-8011 石川県金沢市入江3丁目36番地
TEL : 076-236-2500
Fax : 076-236-2501
Email : office@business-consulting.co.jp
URL : <http://www.business-consulting.co.jp/>